

国有林の維持管理に関する行政評価・監視 ーレクリエーションの森を中心としてー

平成 20 年 2 月 22 日
総務省栃木行政評価事務所

「レクリエーションの森」の総点検を！

総務省栃木行政評価事務所（上田宏所長）は、関東森林管理局が所管する県内 2 箇所の森林管理署長（日光森林管理署及び塩那森林管理署）に対し、「レクリエーションの森」の適切な管理を行うよう改善意見を通知（所見表示）した。

○ レクリエーションの森とは

美しい森林、山岳、渓谷などの景勝地や野外スポーツに適した森林等を選定し、国民の保健・文化・教育的利用に広く提供している国有林野のことである。

関東森林管理局日光森林管理署及び塩那森林管理署が所管する 3 森林計画区（鬼怒川森林計画区、那珂川森林計画区、渡良瀬川森林計画区）では、平成 19 年 4 月現在、117 箇所・約 9,667 ヘクタールの国有林が指定され、主に貸付先である県、市町村等によってレクリエーション施設が設置されている。

<レクリエーションの森の現況>

○ 利用者の安全、利便の確保等の観点から、施設を点検整備する必要がある。

- ・ 施設の破損や枯葉の堆積等により歩きにくくなった歩道
- ・ 舗装が破損した車道、使用不能となったベンチ
- ・ 破損されたままになっている標識
- ・ 遊歩道の分岐点等、必要とすべき地点に標識等の設置が不十分
- ・ 目的外使用されている施設

○ 「レクリエーションの森」の管理の基本となる「方針書」を見直す必要がある。

- ・ 方針書が作成されていない
- ・ 方針書に記載された施設が長期にわたり設置されていない
- ・ 方針書に記載されていない施設が設置されている

第1 調査対象等

(1) 調査対象機関

- ・ 調査対象機関：関東森林管理局、日光森林管理署、塩那森林管理署
- ・ 関連調査等対象機関：栃木県、関係市町村、関係団体等

(2) 調査対象としたレクリエーションの森

栃木県内の2箇所の森林管理署が所管する117箇所のレクリエーションの森から、34箇所を抽出し、施設の維持管理状況等を調査した。

(3) 調査実施時期

平成19年4月～7月

第2 改善意見の通知(所見表示)

改善を要する事項について、平成20年2月〇日、日光森林管理署長及び塩那森林管理署長に改善意見の通知(所見表示)を実施。

第3 行政評価・監視結果の概要

1 レクリエーション施設の維持管理

〔調査結果の概要〕

調査の結果、以下の状況がみられた。

- ① レク森内に設置された歩道の一部が、施設の破損や樹木の倒壊、枯葉の堆積などにより歩きにくい状態になっているものがある。
- ② ベンチが破損したり、苔が繁茂するなどして使用不能になっている。
- ③ 遊歩道上に設置された標識が破損していたり、表示内容が誤っている。
- ④ 施設の一部が目的外使用されているものが見受けられる。

(具体例)

- ① 施設の破損、樹木の倒壊、枯葉の堆積等により歩きにくくなった歩道(7レク森17事例(うち7事例は平成19年末までに処置済))
- ② 舗装が破損し一般乗用車の通行が困難となった車道(1レク森1事例)
- ③ 園地等に設置されているが、破損したり苔が繁茂して使用不能となったベンチ(6レク森10事例(うち1事例は平成19年末までに処置済))
- ④ 破損等により判読困難となった標識(8レク森42事例(うち10事例は平成19年末までに処置済))
- ⑤ 目的外使用されている施設(2レク森2事例)
- ⑥ 管理者に無断で設置等された施設(1レク森1事例)
- ⑦ 表示内容が誤っている標識(4レク森4事例(うち1事例は平成19年末までに処置済))

処置済))

- ⑧ 遊歩道の分岐点等必要とすべき地点に標識等の設置が不十分なもの（4レク森 5事例（うち2事例は平成19年末までに処置済））
- ⑨ 遊歩道沿い等に吸殻入れが設置されているもの（3レク森 11事例）
- ⑩ その他不適切な維持管理状況（3レク森3事例（うち2事例は平成19年末までに処置済））

〔改善意見〕

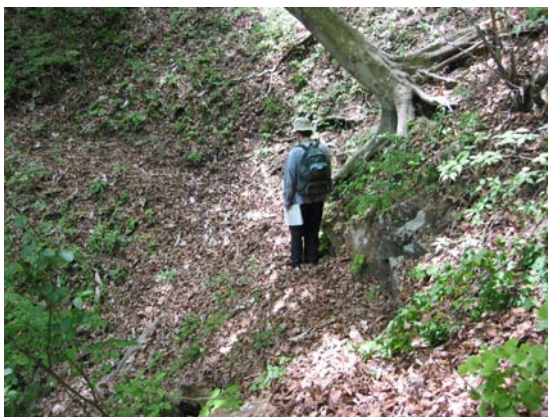
- ① 維持管理が不適切な施設のうち、地方公共団体や民間が設置している施設については、施設管理者に対し、撤去又は修復を行うとともに、目的外に使用されている施設については、契約内容を見直すこと。
- ② 林野庁が自ら管理する施設については自ら撤去又は修復を行うこと。



石段が崩壊して歩きにくい状態になっている
(切込・刈込湖自然観察教育林)



歩道に樹木が倒れかかっている
(切込・刈込湖自然観察教育林)



傾斜がきつい上に、枯葉が堆積し歩きにくい状態になっている（平成19年末までに処置済）
(鬼怒川風致探勝林)



「レクリエーションの森」であることを表示した標識が倒壊している
(竜王峡風致探勝林)



文字が薄れ判読不能となった標識
 (平成 19 年末までに処置済)
 (茶ノ木平自然観察教育林)



ベンチが倒壊して使用不能になっている
 (中禅寺湖南岸自然観察教育林)



土砂に埋もれて使用不能になっているベンチ
 (平成 19 年末までに処置済)
 (鬼怒川風致探勝林)



歩道上に吸殻入れが設置されている
 (八方自然観察教育林)



歩道上に吸殻入れが設置されている
 (八方自然観察教育林)



森林スポーツ林の中心となるべきテニスコートが、
 駐車場として使用されている
 (銀山平森林スポーツ林)

※これら施設はいずれも県、市町村等の貸付先において設置したものの。

2 レク森方針書の記載内容の見直し

〔調査結果の概要〕

調査の結果、以下の通りレク森方針書の見直しが必要な状況がみられた。

- ① 方針書が策定されていない
- ② 方針書に記載された施設が長期間にわたり設置されていない
- ③ 方針書に記載されていない施設が設置されている
- ④ 上位計画との整合性が取れていない

(具体例)

- ① レク森方針書が策定されていない（2レク森）
- ② 既に廃止された施設が記載されている（4レク森13事例）
- ③ 施設計画に記載されている施設が長期にわたり設置されていない（6レク森44事例）
- ④ 施設計画に記載されていない施設が設置されている（6レク森8事例）
- ⑤ 施設計画の記載内容と異なる施設が設置されている（1レク森1事例）
- ⑥ 施業実施計画とレク森方針書の記載内容に整合性が取れていない（9レク森）

〔改善意見〕

- ① レク森方針書と現況の照合を行い、管理署において改訂可能な事項については速やかに改訂を行うこと。
- ② 関東森林管理局において改訂すべき事項については、改訂するよう同局に上申すること。

3 レク森の選定の見直し

〔調査結果の概要〕

当事務所の調査の結果、以下の理由により、レク森の設定の見直しが必要と考えられるものがみられた。

- ① 方針書に記載された施設が長期間にわたり設置されていない、又は方針書に記載されていない施設が設置されているなどの理由により、選定されたレク森のタイプ区分と現況が食い違っている
- ② 利用者が減少していると判断される

(補足説明)

○ レクリエーションの森の見直し

林野庁では、平成17年4月に全国の森林管理局長に示した「レクリエーションの森のリフレッシュ対策について」の中で、レク森は民有林の類似施設を含めると量的に飽和状態にある状況下で、著しく利用の低調な地区や今後の整備・維持管理が期待できない地区等が存在していることから、レク森ごとの実情を十分踏まえ、廃止を含めて設定自体の見直しを行うよう求めている。

(参考)

○ レクリエーションの森のタイプ区分

区分	対象とする地域	設置すべき主な施設
自然休養林	以下の5種類のレク森を総合したもので、5ゾーンに区分される。	各ゾーン区分ごとに対応する施設を設置
自然観察教育林	特異な自然景観を有し、自然に接し学ぶことにより自然科学的興味を助長させることに適した地域	自然観察に必要な歩道、案内板、展示施設等
森林スポーツ林	キャンプ等森林を主体とする野外スポーツの場として適した地域	キャンプ場、クロスカントリースキーコース等
野外スポーツ地域	スキー場等の施設が設置され周辺森林と一体となって管理することが適当な地域	スキー場、ゴルフ場
風景林	優れた景観を作り出している地域や主要な展望地点から望見される遠景林としての風致の維持に配慮する必要がある地域	(特になし)
風致探勝林	優れた自然景観を構成している森林等で、宿泊施設等の設置により自然探勝等の休養活動を助長する地域	探勝、散策、滞在等に必要遊歩道、あずまや、展望台等休養施設、案内標識、宿泊施設



日光市栗山支所から鬼怒川を挟んで対岸が本風致探勝林であるが、同所裏手は急傾斜のため観光客の立入りが事実上不可能。(唐滝風致探勝林)



廃止されたロックガーデン。ロープウェイが廃止され入込客が減少した。

(茶ノ木平自然観察教育林)



施設計画に記載された遊歩道及び野営場は、実施予定時期から10年以上を経過した現在も設置されていない。野営場への進入路として予定されていたとみられる林道も、一般乗用車の通行は困難な状況。

(月山自然観察教育林)



自然観察教育林に指定されているが、遊歩道を含め一切施設が設置されておらず、また施設計画も作成されていない。

(箒根自然観察教育林)

[改善意見]

- ① 地域関係者の意見を十分に把握し、レク森の種類に応じた施設整備を行うか、現況に合致するようにレク森の種類の変更を行うこと。
- ② 今後、施設の整備及び利用者の増加が見込めないようであれば、隣接する他のレク森と統合又は廃止等の方向性を決定し、関東森林管理局に上申すること。

4 その他

〔調査結果の概要〕

- (1) レク森の施設の点検は、森林管理署、地元自治体、民間事業者等が提携・分担して行うこととなっているが、以下のとおり不十分な状況がみられた。
 - ① 森林管理署の巡視
管理署による巡視は、出張の都度実施しているのみである。
 - ② 地方自治体や民間事業者に対する指導
スキー場についてはパトロール日誌を提出するよう求めているが、それ以外のレク施設については、特に指導を行っていない。
- (2) レク森に係る情報についてホームページへの掲載状況をみると、いずれも自然休養林各1箇所のみ掲載となっている。

(補足説明)

- 「レクリエーションの森のリフレッシュ対策について」(p.6参照)の中で、『レクリエーションの森』安全対策指針が定められており、施設については「施設点検表」を活用して点検することとされているが、これにもとづく指導は行われていない。

- ① 点検の実施者
管理署等、地元自治体、それ以外の施設設置・管理者及び施設を設置・管理している民間事業者等、協議会が設置されている場合は協議会構成員
- ② 点検の時期
レク森の利用者が増加し始める前の時期、豪雨・台風等で施設の被害が予想される時等
- ③ 点検の対象
林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等
施設に隣接する森林内にあって、施設又は施設利用者に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木及び枯枝等
- ④ 点検方法
施設等点検表(安全対策指針に記載)を活用する

〔改善意見〕

- ① レク施設の管理者に対し、安全対策指針等のマニュアルを参考にして、施設の設置及び維持管理に活用するよう取組を進める必要がある。
- ② レク森の利用の促進を図るため、レク森に係る情報をホームページに掲載するよう関東森林管理局に要請する必要がある。

照会先：栃木行政評価事務所
評価監視官（三浦）

電 話：028-634-4680

F A X：028-637-4809